

島根県新型インフルエンザ等対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策については、県民に対する正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療などその流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、島根県新型インフルエンザ等対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は別表第1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第3条 本部を補佐するため、本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、幹事長、幹事長代理及び幹事を置く。
- 3 幹事長は、防災部長をもって充てる。
- 4 幹事長代理は、防災危機管理課長をもって充てる。
- 5 幹事は別表第2の職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、薬事衛生課の協力を得て、防災危機管理課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

防災部長
政策企画局長
総務部長
地域振興部長
環境生活部長
健康福祉部長
農林水産部長
商工労働部長
土木部長
出納局長
企業局長
病院事業管理者
病院局長
教育長
警察本部長

別表第2（第3条関係）

政策企画監（総務担当）
広聴広報課長
総務課長
防災危機管理課長
地域政策課長
環境生活総務課長
医療統括監
健康福祉総務課長
医療政策課長
健康推進課長
薬事衛生課長
農林水産総務課長
商工政策課長
土木総務課長
会計課長
企業局総務課長
病院局県立病院課長
教育庁総務課長
警備第二課長